

Q 1 要介護状態区分変更後のサービス提供設定の変更方法

■ 利用者の要介護状態区分が変更になりました。週間サービス計画表のサービス提供設定は、どのように変更すればいいですか。

■ サービス追加時に、介護または予防を選択することができません。

■ Answer

新しい認定情報は事前に、メニュー【業務受付】→【利用者台帳】画面→【介護認定情報】画面で登録してください。

週間サービス計画表での変更は、以下の手順で行ってください。

- (1) メニュー【サービス計画】→【サービス計画書】画面で[履歴追加]ボタンをクリックし、新しい履歴を作成します。その際の適用開始日は、新しい認定の認定開始日の日付を指定してください。

- (2) 「サービス計画書（１）」タブ、「サービス計画書（２）」タブ、「週間サービス計画表」タブのそれぞれで、[記録追加]ボタンをクリックし（記録日は任意の日付）、[複写]ボタンのクリックで最新の情報を複写します。複写後、変更が必要な個所は変更し、[登録]ボタンのクリックで登録してください。

Point !

要介護から要支援、または要支援から要介護に変更になった場合には、「週間サービス計画表」タブでは複写は行わず[サービス追加]ボタンのクリックでサービスを追加してください。

Point !

サービス計画書の履歴追加の際に、サービス計画書（１）、サービス計画書（２）、週間サービス計画表を一括で複写することも可能です。

- (3) 「週間サービス計画表」タブの[サービス提供設定]ボタンをクリックし、表示された【サービス提供設定】画面で、 ボタンをクリックします。

サービス提供設定

適用開始日：H30/10/01 適用開始日の要介護度：要介護4 計画作成時の要介護度：要介護3 

	提供時間帯	サービス事業所	サービス内容	サービスコード	単位数	月	火	水	木	金	土	日
1	09:30~16:00	通所介護 南風苑	通所介護 I 4 4	152349	884		1				1	
2		通所介護 南風苑	通所介護入浴介助加算	155301	50		1				1	
3	16:00~16:59	M I C 訪問介護事業所	身体2生活 1	115111	460			1			1	
4		M I C 訪問介護事業所	訪問介護処遇改善加算Ⅱ	116274				1			1	

下記のメッセージで[はい]ボタンをクリックすることで、「計画作成時の要介護度」が新しい要介護状態区分に変更されます。

介護トータルシステム『寿』

『計画作成時の要介護度』を『適用開始日の要介護度』に更新します。

サービス内容の確認をしてください。

適用開始日の要介護度：要介護4 計画作成時の要介護度：要介護4

サービス事業所	サービス内容	サービスコード	単位数	月	火	水	木	金	土	日
南風苑	通所介護 I 4 4	152349	884		1				1	
南風苑	通所介護入浴介助加算	155301	50		1				1	
介護事業所	身体2生活 1	115111	460			1			1	
介護事業所	訪問介護処遇改善加算Ⅱ	116274				1			1	

新しい介護度に変更されます。

変更後は、[更新]ボタンをクリックし、「週間サービス計画表」タブで[登録]ボタンをクリックし登録してください。

Point !

要介護状態区分の変更が、要介護1から要介護5の範囲での変更や、要支援1と要支援2の変更の場合は、利用票一括作成処理や月間展開処理では、自動でサービスコードを変換します。つまり、利用者台帳の介護認定情報が正しければ、サービス予定実績画面で再展開をするだけで、正しい利用票/提供票を再作成できます。

(但し、総合事業のサービスや一部の加算を除きます)